

令和 7 年度観光客の利便性・満足度向上事業
(観光施設等のトイレの洋式化) 補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日 6 香観協第 312 号

(趣 旨)

第 1 条 公益社団法人香川県観光協会長（以下「会長」という。）は、香川県内の観光施設等において、観光客の受入環境を整備する者が行う、公衆トイレの洋式化及び機能向上を実施する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、別表に定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業者として認められない。

- (1) 代表者及び役員等が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 代表者及び役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表者及び役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表者及び役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 契約等の相手方が第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (6) 第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者と委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（第 5 号に該当する場合を除く。）に、会長が当該委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(実施期間)

第 3 条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 2 月 2 8 日までとする。なお、2 月 2 8 日までに補助対象事業に係る経費の支払いまで完了しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 会長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として会長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本要綱における補助対象経費の区分は、別表に定めるものとする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率及び1施設（ある用途のため建てられている建物及び建物の一区画をいう。同一敷地又は同一建物内において、同一用途の建物又は建物の区画が複数ある場合で、かつ、所有者又は管理者が同じ場合には、それぞれの建物又は建物の区画をあわせて1施設とする。）あたりの補助限度額については、別表に定めるものとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、会長に提出しなければならない。

(交付申請書の受付)

第7条 交付申請書の受付は、原則として先着順とする。ただし、予算を超過する申請があった場合には、当該超過した日をもって受付を終了することとし、当該受付終了日に到着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定する。

(交付の決定及び通知)

第8条 会長は、第6条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、会長が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 別表に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を会長に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 会長は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交

付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取り消し等)

第11条 会長は、補助対象事業者が次の各号に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の変更若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 事業を中止したとき。
- (2) 事業が期限内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 補助金交付申請書その他書類に虚偽があるとき。
- (4) 事業計画の内容が事実と著しく相違したとき。
- (5) 予算の執行が不相当と認められるとき。
- (6) 第15条に規定する実績報告書が提出されなかったとき。
- (7) 補助対象者が第2条各号に規定する事項に該当することが判明したとき。
- (8) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (9) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令に違反したとき。
- (10) 香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号）第9条第1項各号に規定する事項が生じたとき。

(工事の着工)

第12条 補助対象事業者は、交付決定日以後に、公衆トイレの洋式化及び機能向上に係る工事に着工しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(状況報告)

第14条 補助対象事業者は、会長の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を会長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月28日までに完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の2月14日までに会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から15日を経過した日までに様式第7による完了実績報告書を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 会長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助対象事業者は、公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9による補助金支払請求書を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 会長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助対象事業者は、前条の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

3 会長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(事業の中止等)

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第21条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の

増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第23条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して国土交通大臣が補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日までの間、保存しなければならない。

- (1) 取得財産等の得喪に関する書類
- (2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第24条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第25条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第10による財産処分承認申請書を提出して会長の承認を受けなければならない。
- 3 会長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を協会に納付させることとする。

(補足)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和元年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月8日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年5月14日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年6月23日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

8 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	補助限度額
観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	・ 外国人旅行者が現に多く利用している、もしくは今後多くの使用が想定される公衆トイレの洋式化及び機能向上に要する経費 ・ 県による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。	1／3	・ 民間事業者 (市町を除く) 100万円 ・ 市町 20万円

(注)

1 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。